

新県立奈良病院開設等支援業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

新県立奈良病院開設等支援業務について、事業者に業務委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

新県立奈良病院開設等支援業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成25年3月28日まで

(3) 委託業務の内容

平成28年度の新病院開設に向けて、平成23年度より実施中の病院建築基本設計並びに平成24年度からの実施設計業務と並行して、ハード面(建築計画)とソフト面(運営計画)の整合を図り、病院内の各部門における運営手順等の検討や医療情報システム等構築にかかる基本的検討、現病院の医療機器の移設を含めた医療機器整備の計画策定など、新病院の整備について必要な業務を委託します。

なお、詳細は別添「新県立奈良病院開設等支援業務委託仕様書」によります。

(4) 委託金額

23,400千円(消費税込み)以内とし、これを超えた場合は契約を行いません。支払いは、業務履行確認後、一括して行います。

(5) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30(奈良県庁舎主棟6F)

奈良県医療政策部新奈良病院建設室 建設準備係

(電話) 0742-27-8809

(FAX) 0742-22-7471

(E-mail) narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp

3 参加資格

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- ③会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- ④奈良県物品購入等競争入札参加資格審査において審査を受け、資格を有するものであること。
- ⑤奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止、または指名留保の措置期間中でないものであること。
- ⑥平成19年4月1日以降に500床以上の病院の運営システム計画(建築設計から施工までの運営、体制、経営及び医療機器整備等)の策定業務をそれぞれ受託し、履行した実績を有するものであること。

(2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- ①役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力

団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- ②暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書、及び提案書を指定期限までに提出して下さい。

5 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

平成24年3月26日（月）から平成24年4月2日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。）

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁舎主棟6F）
奈良県医療政策部新奈良病院建設室 建設準備係

(3) 交付資料

- ①新県立奈良病院開設等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（本書）
- ②業務委託仕様書
- ③参加申込書（様式1）、資格調書（様式2）
- ④質問票（様式3）
- ⑤提案書（様式4～7）
- ⑥平成23年度奈良県立病院概要
- ⑦新県立奈良病院基本構想・基本計画
- ⑧奈良県地域医療再生計画I

※ 上記の交付資料①～⑧は、下記 URL からダウンロードできます。

・ 資料①～⑤及び⑦

→奈良県医療政策部新奈良病院建設室ホームページ

<URL>http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-22204.htm

・ 資料⑥

→平成23年度奈良県立病院概要

<URL>http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4630.htm

・ 資料⑧

→奈良県地域医療再生計画 I

<URL>http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-15404.htm

6 参加申込書の提出

(1) 提出期間

平成24年3月26日(月)から平成24年4月2日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟6F)

奈良県医療政策部新奈良病院建設室 建設準備係

(3) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・資格調書(様式2)

(4) 提出方法

持参、または郵送により提出して下さい。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成24年4月2日(月)

午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について、「新県立奈良病院開設等支援業務委託の事業者選定委員会」が審査し、不適切な場合は非選定の通知を行います。

7 質問、および回答

(1) 受付期間

平成24年4月3日(火)から平成24年4月4日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟6F)

奈良県医療政策部新奈良病院建設室 建設準備係

(3) 質問方法

別紙「質問票」(様式3)に質問内容を記入し、事前連絡(連絡先:0742-27-8809)のうえ、下記のFAX番号、または電子メールあて送付してください。(審査の内容に関係しない軽易な質問内容を除き、電話、または口頭による質問は受け付けません。)

- ・FAX番号:0742-22-7471
- ・電子メール:narahp-kensetsu@office.pref.nara.lg.jp

(4) 質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容をすべてまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成24年4月6日(金)までに、FAX、または電子メールで回答します。

8 提案書(様式4~7)の提出

(1) 提出期間

平成24年4月3日(火)から平成24年4月18日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟6F)

奈良県医療政策部新奈良病院建設室 建設準備係

(3) 提出書類

- ・提案書表紙(様式4)

- ・業務実施体制（様式 5）
 - ・提案書①～③（様式 6-1～6-3）
 - ・見積書（様式 7）
- (4) 提出方法
持参、または郵送により提出して下さい。
なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成 24 年 4 月 18 日（水）午後 5 時までには到着したものに限り受け付けます。
- (5) 提出部数
各 1 部（併せて写しを 10 部提出して下さい。）
- (6) その他
- ・用紙の規格は、A 4 版・左綴じとします。
 - ・なお、業務実施体制を 1 ページとし、各ページに通し番号を振って下さい。
 - ・提案書表紙（様式 4）に、代表者の押印が必要です。

9 ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑、及び補足説明を求めするため、ヒアリングを実施します。

- (1) 日 時
平成 24 年 4 月下旬（後日、提案者に対し詳細を連絡します。）
- (2) 場 所
未定（奈良市内の予定です。後日、提案者に対し詳細を連絡します。）
- (3) 留意事項
- ・時間は 1 提案者あたり、30 分（提案者からの説明 15 分、質疑応答 15 分）程度を予定しています。
 - ・ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
 - ・ヒアリングには、病院開設等支援業務を担当するスタッフの参加を必ずお願いします。

10 審査結果

奈良県は、別紙の「新県立奈良病院開設等支援業務委託の事業者選定基準」に基づき、「新県立奈良病院開設等支援業務委託の事業者選定委員会」が審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者として選定します。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行います。

審査結果は、ヒアリング実施後、おおむね 7 日以内に文書により、提案者あて通知します。

11 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (3) 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。

(8) 委託契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定します。

なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続きを行うこととします。

また、契約に際しては、再度正式の見積書を提出いただきます。

(9) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則、奈良県病院事業会計規則、及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。